

## 道路交通法施行令の一部を改正する政令案要綱

### 一 特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定の整備

(一) 特例特定小型原動機付自転車の歩道通行に係る道路標識又は道路標示による交通規制を行う場合の基準を定める。(第一条の二関係)

(二) 特定小型原動機付自転車に対して表示する信号の意味に関する規定を整備する。(第二条関係)

(三) 運転免許の拒否又は保留の基準から、特定小型原動機付自転車の運転に関する違反行為を除くこととする。(第三十三条の二関係)

(四) 特定小型原動機付自転車危険行為を定める。(第四十一条の三関係)

(五) 特定小型原動機付自転車運転者講習に係る手数料の標準を定める。(第四十三条関係)

(六) 特例特定小型原動機付自転車の歩道徐行等義務違反及び路側帯進行方法違反を反則行為の種類として

追加し、その反則金の額を定める。(別表第六関係)

(七) その他所要の規定を整備する。

### 二 施行期日等

(一) この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行することとする。（附則第一条関係）

(二) 所要の経過措置を設ける。（附則第二条から第六条まで関係）